

最高裁秘書第4236号

平成29年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月15日付け（同月16日受付，最高裁秘書第1183号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 65期ないし69期の司法修習生に配付した判事補採用願の部数が分かる文書
- (2) 65期ないし69期の司法修習生に配付した検事採用願の部数が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，いずれも作成又は取得していない。

